

P. 1

【書類名】 意見書  
 【整理番号】 200901101  
 【提出日】 平成24年 4月 5日  
 【あて先】 特許庁審査官 土屋 保光 殿  
 【事件の表示】  
 【出願番号】 特願2008-223414  
 【特許出願人】  
 【識別番号】 000107701  
 【氏名又は名称】 スナガ開発株式会社  
 【代理人】  
 【識別番号】 100080104  
 【弁理士】  
 【氏名又は名称】 仁科 勝史  
 【電話番号】 03-3732-0137  
 【発送番号】 056571  
 【意見の内容】

## 1. 概要

平成24年1月26日起案の拒絶理由通知書により、この出願の請求項1, 2に係る発明は、引用文献1, 2に記載された発明に基いて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができない旨のご判断を受けました。

そこで、同時提出の補正書により、本願旧請求項2に係る発明を請求項1に係る発明とするとともに、更なる限定を加える補正を行い、引用文献1, 2に記載の発明に対して進歩性を有する発明としました。従いまして、拒絶理由を回避したものと存じますので、補正の根拠と共に意見を申し述べます。尚、旧請求項1に係る発明は削除しました。

## 2. 補正の内容と根拠

## (1) 請求項1の補正の内容と根拠

補正の第1は、「ボール外皮より硬質の素材で外周面が構成される3つのローターである」という限定を加えたものです。

明細書項目0015には、「3つのローター4, 5, 6は、円盤形のもので外周面は、投球用のボールを圧縮保持（グリップ）しやすい形状と材質で構成されており、ボール外皮より硬質の素材が用いられる。」と記載されています。新規事項の追加ではありません。

補正の第2は、「3つのローターである左上ローター、右上ローター、中央下ローターをローター支持構造体にY型に配置し、」という限定を加えたものです。

明細書項目0012の3行目から4行目には、「ローター支持構造体3に左上ローター4、右上ローター5、中央下ローター6の3つのローター3, 4, 5をY型に配置し、」と記載されています。新規事項の追加ではありません。尚、3つのローター3, 4, 5とあるのは、3つのローター4, 5, 6の誤記であります。

補正の第3は、「前記左上ローター及び右上ローターは、前記ローター支持構造体に対して固定的に設置され、」という限定を加えたものです。

明細書項目0016には、「ローター支持構造体3に固定された固定板12, 13には、左右のモータホルダー14, 15が固定されている。このモータホルダー14, 15が、左上ローター4及び右上ローター5のローター支持部材となる。」と記載されています。新規事項の追加ではありません。

補正の第4は、「前記中央下ローターは、・・・クッション装置に取り付けられた上、

P. 2

」という限定を加えたものです。

明細書項目0021の1行目から2行目には、「クッション装置20の中央部にはローターシャフト21が、クッション装置20に対して回転のみが自在で、上下左右方向には移動ができない状態で装着されている。」と記載されています。ローターシャフト21は、「中央下ローター6のローターシャフト21」との記載（明細書項目0019の1行目）より明らかなように中央下ローター6の部分とされていますので、中央下ローターがクッション装置に取り付けられている点は新規事項の追加ではありません。

補正の第5は、「下方にクッション材を有するクッション装置」という限定を加えたも

のです。

図3には、下方にクッション材（スプリング29）を有するクッション装置20が表れています。新規事項の追加ではありません。

補正の第6は、「前記中央下ローターは、・・・前記ローター支持構造体に対して上下動可能に設置される」という限定を加えたものです。

明細書項目0022の1行目から2行目には、「中央下ローター6のローターシャフト21が、クッション装置20とともにローター支持構造体3に対して上下動するものである。」と記載されています。新規事項の追加ではありません。

補正の第7は、「前記クッション装置の上方に上限位置を規制するための上限位置設定部材が装着された」という限定を加えたものです。

明細書項目0021の2行目から5行目には、「尚、クッション装置20の上方に装着されたボルトは、クッション装置20の上限位置を規制するための上限位置設定ボルト30である。この上限位置設定のための部材は、ボルトである必要はなく、スプリングであってもよい。」と記載されています。新規事項の追加ではありません。

(2) 明細書項目0007, 0008, 0009, 0010, 0019の補正は、請求項1記載の発明の補正に伴う補正です。請求項1の補正と同様のものです。新規事項の追加ではありません。

(3) 明細書項目0012の補正は、誤記の補正です。新規事項の追加ではありません。

### 3. 発明の進歩性について

#### (1) 引用文献1との対比

本願発明は、引用文献1記載の考案とは、以下の点で大きく相違します。

#### (A) 構成上の相違点

##### (a) 第1の相違点

本願発明は、「左上ローター及び右上ローターは、ローター支持構造体に対して固定的に設置され、中央下ローターは、下方にクッション材を有するクッション装置に取り付けられた上、ローター支持構造体に対して上下動可能に設置される」ものであります。

即ち、本願発明では、クッション材が取り付けられるのは、回転体である中央下ローターであります。クッション材が取り付けられる結果、中央下ローターは、クッション材によりローター支持構造体に対して、即ち、左上ローター及び右上ローターに対して上下動します。

対しまして、引用文献1で弾性体を取り付けられるのは、回転体ではなく、転動ガイドであります。回転体である加速ローラには、弾性体は取り付けられていません。加速ローラ自体は、弾性体による上下動はありません。

##### (b) 第2の相違点

本願発明は、「クッション装置の上方に上限位置を規制するための上限位置設定部材が

P.3

装着された」ものであります。

対しまして、引用文献1記載の考案には、該構成は存在しません。

#### (B) 効果上の相違点

##### (a) 第1の効果上の相違点

第1に、本願発明は、中央下ローターが、下方にクッション材を有するクッション装置に取り付けられた上、左上ローター及び右上ローターに対して上下動可能に設置されたので、ボール挿入空間7でのボールの圧縮が強くなりすぎた場合に、中央下ローターが若干下方に退避し、ボールに対する過度の圧縮を防ぎ、ボールの耐久力を上げるといった効果があります。

対しまして、引用文献1記載の転動ガイドは弾性体を介して加速ローラ側に押圧されているので、その間に支持されるボールを加速ローラの外周面へ長時間押圧接触でき、ボールを充分回転させた後、投げ出すことが出来てボールの回転速度を速くできるという効果を有します（6頁14行目から18行目）。

ボールに対する過度の圧縮を防ごうとする本願発明の狙いとは全く異なる発想であります。

##### (b) 第2の効果上の相違点

第2に、本願発明は、左上ローター及び右上ローターをローター支持構造体に対して固定的に設置し、中央下ローターをローター支持構造体に対して上下動可能に設置すれば良いので、簡単な構造で、ボールを必要以上に強く保持することを防ぐ機構を設置できます。

更に、中央下ローターは下方への退避移動となるためボールコントロールの制御にも複雑な対応をしなくてもよいという効果があります。

対しまして、引用文献1記載の考案は、加速ローラが上下動したり、退避移動したりするものではありませんので、上記のような効果を発揮させる必要がありません。

#### （c）第3の効果上の相違点

第3に、本願発明は、クッション装置の上方に上限位置を規制するための上限位置設定部材が装着されていますので、中央下ローターが、クッション材により必要以上上方へ移動させられることがなくクッション材によるボールに対する過度の圧縮力を与えることを防ぐことができるという効果を奏します。

対しまして、引用文献1記載の考案は、加速ローラが上下動しませんので、このような構成や効果を必要としません。

#### （C）引用文献1との関係での進歩性

引用文献1記載の考案と本願発明は、上記のように構成上の相違を有し、そのことから生ずる効果上の相違も大きなものであります。これは本願発明と引用考案とは、全く異なる目的から生まれたことによります。かような引用考案から、本願発明のような構成及び効果を有する発明を想到することは当業者が容易になし得ることではありません。本願発明は引用文献1記載の考案に対して十分進歩性を有するものであります。

#### （2）引用文献2との対比

引用文献2記載の発明は、単に3ローター式ピッチングマシンが存在することを明示するものであります。他の構成は全く異なり、引用文献2のみで、本願の拒絶理由となるものでないことご判断の通りであります。

#### （3）引用文献2への引用文献1の適用

引用文献1記載の考案は、上記したように本願発明とは全く異なる目的から生まれた考案であります。引用文献1の構成を、引用文献2記載の3ローター式ピッチングマシンに適用したとしても、本願発明を想到することはとうてい考えられません。

---

P. 4

#### 4. 結論

如上のように、同時提出の手續補正書にて行った補正は、新規事項の追加に該当しない適正なものであります。その上、本願発明は、引用文献1記載の考案や引用文献2記載の発明によって進歩性を否定されるものではありません。特許法29条2項の規定に該当するものではありません。更に、他の特許要件も十分具備するものでありますので、再度ご審査の上、特許査定くださるようお願い申し上げます。

以上